

令和2年度

簡易型総合評価落札方式における技術評価項目の改正の一部修正 について

【一般土木】

令和2年度に札幌建設管理部で実施する簡易型総合評価落札方式における技術評価項目を以下のとおり改正の一部を修正する。

【令和2年度改正概要】

- 「地域資材の活用」を施工計画審査タイプ及び施工実績審査タイプに適用する。
- 「地域企業の活用」を施工計画審査タイプⅡ型および施行実績審査タイプの評価項目から除外
- 「災害アドバイザー制度に登録した技術者等を雇用している企業」の評価項目を廃止
- 「地域建設業経営環境評価」について、2・3月のゼロ国、ゼロ道、翌債など、実質工期が次年度以降となる入札における分子の計算方法を変更
- 「長寿命化指定工事又は災害復旧工事の受注実績」の評価基準を変更（修正）
- 「主任（監理）技術者の継続教育」について、特例措置（継続教育取得単位の緩和）を適用

※但し、○担い手育成・確保については、「技術者の追加配置」を評価対象外とする特例措置については、当面の間継続する。

- 実施日：令和2年6月1日公告より適用

令和2年度 施工計画審査タイプ、施工実績審査タイプ評価項目【札幌建設管理部】

令和2年6月1日以降の公告より適用

技術評価項目	評価基準	施工計画審査タイプI型		施工計画審査タイプII型		施工実績審査タイプ		施工実績審査タイプ(追加資格活用)																
		配点	小計	配点	小計	配点	小計	配点	小計															
簡易な施工計画	①工程管理に係わる技術的所見	配点=評価項目数÷評価対象項目数×5.00点		5.00	15.00	配点は左記のとおり	○	5.00	10.00	-	-													
	②品質管理に係わる技術的所見	配点=評価項目数÷評価対象項目数×5.00点		5.00				5.00																
	③施工上の対処すべき技術的所見	配点=評価項目数÷評価対象項目数×5.00点		5.00				5.00																
企業の施工能力	工事施行成績	北海道発注工事の当該工事と同じ入札参加資格による工事施行成績の平均点	ランク		7.50	配点は左記のとおり	○	7.50	7.50	10.00	10.00	7.50												
			93点< 平均点	7.50																				
			91点< 平均点 ≤93点	7.00																				
			89点< 平均点 ≤91点	6.50																				
			87点< 平均点 ≤89点	6.00																				
			85点< 平均点 ≤87点	5.50																				
			83点< 平均点 ≤85点	5.00																				
			81点< 平均点 ≤83点	4.50																				
			79点< 平均点 ≤81点	4.00																				
			77点< 平均点 ≤79点	3.50																				
北海道建設部工事等優秀者表彰	過去1~3年間に表彰あり(各建設管理部で年1回適用) ※道建設部工事等優秀者表彰、道新技術・新製品開発賞、道チャレンジ企業表彰	0.50	0.50	○	0.50	0.50	0.50																	
ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得 上記以外	0.50 0.00	0.50	○	0.50	0.50	0.50																	
地域精通度(施工実績)	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績(別表1)	1.50 1.00 0.50 0.00	1.50	▲	1.50	1.50	1.50																	
配置予定技術者	主任(監理)技術者の資格	技術士又は有資格期間5年以上の一級土木(建設機械)施工管理技士	1.00	1.00	配点は左記のとおり	○	1.00	1.00	1.00	2.25	2.25													
		一級土木(建設機械)施工管理技士	0.75																					
		二級土木(建設機械)施工管理技士(有資格期間10年以上)	0.50																					
		二級土木(建設機械)施工管理技士(有資格期間5年以上)	0.25																					
		上記以外	0.00																					
		工事に適用される追加資格	工事に適用される追加資格(別表11) なし									0.50 0.00	0.50	▲	0.50	0.50	0.50							
主任(監理)技術者の継続教育	CPDの証明あり(推奨単位以上取得)(別表12) なし	0.50 0.00	0.50	○	0.50	0.50	0.50																	
主任(監理)技術者の建設管理部優良現場代理人表彰	過去1~3年間に表彰あり なし	0.50 0.00	0.50	○	0.50	0.50	0.50																	
担い手の育成・確保	技術者の追加配置	一級土木(建設機械)施工管理技士又は二級土木(建設機械)施工管理技士の追加配置あり(別表3)	0.50	-	-	-	-	-	-	-	-													
		なし	0.00																					
	技術職員の育成・確保	①又は②の大きい方	①若年技術職員の育成・確保 ・技術職員の35歳未満の割合が15%以上、かつ、新規技術者(35歳未満)が1%以上	0.50	0.50	配点は左記のとおり	○	0.50	0.50	0.50	0.50													
			②技術職員総数の確保 ・技術職員の総数が、同数以上(直近と直近の前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較)	0.25																				
			・技術職員の35歳未満の割合が15%以上、又は、新規技術者(35歳未満)が1%以上	0.00																				
			・上記該当なし	0.00																				
	新規の雇用	①新規の雇用あり(各建設管理部で年1回適用)(別表4) なし	0.50 0.00	0.50	○	0.50	0.50	0.50																
			項目数は2項目以上、配点に応じて適宜設定	1.50	1.50	1.00	1.00	1.00																
	地域での選択項目	労働環境改善	雇用環境への取組	雇用環境への取組あり(①建設雇用優良事業所表彰 ②通年雇用)(別表5) なし	0.50 0.00	2.50	配点は左記のとおり	○	0.25 0.00	2.00	2.00	2.00												
			仕事と家庭の両立支援の取組	あったかファミリー応援企業制度の登録あり(別表5) 次世代育成支援推進法の一般事業主行動計画の策定届あり なし	- - -																			
高齢者継続雇用		実績有り(1年間の継続雇用を評価) なし	0.25 0.00	0.25	○								0.25 0.00	0.25 0.00	0.25 0.00									
		女性活躍支援	なでしこ応援企業の認定あり 女性活躍推進法の一般事業主行動計画策定届あり なし	0.25 0.15 0.00												0.25								
地域技能士の活用		計画あり(別表5) なし	0.50 0.00	0.50	▲								0.25 0.00	0.25 0.00	0.25 0.00									
		地域独自設定項目	各発注機関が独自に設定できる項目とする	-												-	-	-						
地域の守り手確保		主たる営業所の所在地	工事箇所と同じ地域内での主たる営業所(別表2) ★適用4区分 1:建管内 2:振興局内 3:出張所管内 4:市町村管内	1.00 0.50 0.00	0.25								配点は左記のとおり	▲	0.25	1.00	1.00	1.00						
			災害時の協力等	災害協定あり なし															0.25 0.00					
		地域での選択項目	緊急時の応急措置の実績	過去5年間に実績あり なし	- -														3.25	3.25	1.75	1.75	1.75	1.75
				公共施設の維持管理の実績	過去5年間に実績あり ※施工計画審査タイプIは適用除外 なし																			
	地域企業の活用			適用1 地域内企業の活用比率 20%以上(別表6) 10%以上20%未満 10%未満	1.50 0.75 0.00	▲	-	-																
	※地域の実情に応じて、適用1,2を選択			適用2 地域内企業の活用計画 あり なし	- -	-	-																	
	地域経済への波及	地域資材の活用	計画あり(別表7) なし	0.50 0.00	3.50	配点は左記のとおり	▲	0.50 0.00	3.00	3.00	3.00	3.00												
			多様な雇用への貢献	いずれかに該当有り(①障がい者の就労支援 ②協力雇用主制度 ③新分野進出優良建設企業表彰)(別表8) なし															0.25 0.00	0.25				
	地域社会貢献	環境対策の認定制度等	登録又は認証あり なし	0.50 0.00	○	0.00	0.00	0.00																
			地域独自設定項目	地域貢献活動(道内)(別表9) あり なし	0.50 0.00	○	-	-	-															
その他	長寿命化指定工事又は災害復旧工事の受注実績(別表10)	2契約あり 1契約あり なし	- - -	-	1.00 0.50 0.00	1.00 0.50 0.00	1.00 0.50 0.00																	
		地域建設業経営環境評価	評価比率<0.25 0.25≤評価比率<0.50 0.50≤評価比率<0.75 0.75≤評価比率<1.00 1.00≤評価比率<1.25 1.25≤評価比率	3.00 2.40 1.80 1.20 0.60 0.00	-	-	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00													
計(満点)			31.50	採用項目の合計	30.00	20.00	20.25																	
減点項目	評価基準																							
過去6ヶ月の措置による減点	重要な瑕疵に伴う修補(損害賠償)請求を受けた事例あり 総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり					-1.00	-1.00																	

※ 札幌建設管理部では、担い手の育成・確保、地域の守り手確保の地域独自設定項目は、上表のとおりとするが、当面の間は技術者の追加配置を評価の対象外とする特例措置は継続する。
 ※ 専門工事タイプの標準評価項目については、工事内容に応じて施工計画審査タイプ又は施工実績審査タイプの標準評価項目を準用する。
 ※ 札幌建設管理部の適用は、施工計画審査タイプI型のうち、鋼橋の架設、ポステンPC橋、法面処理、杭基礎(ニューマチックケーソン等)等の専門性の高い工事については、工事の種類・規模や地域の実情等に応じて、適宜、評価項目を設定することとし、各工事毎の公告において、「▲」の評価項目の配点等を明示したうえで実施する。
 ※ 札幌建設管理部における共同企業体の取り扱いは、各構成員の評価点の平均点とする。(技術評価項目のうち「北海道建設部工事等優秀者表彰」「新規の雇用」「長寿命化指定工事」等は除く)
 ※ 「地域建設業経営環境評価」について、2・3月のゼロ圏、ゼロ道、翌備など、実質の工期が次年度以降となる入札における分子の計算は、2・3月の完成予定工事(入札参加申請締切日前日時点で契約年度内完成予定の工事)を分子から除外して算出する。

別表 1 地域精通度

技術評価項目		評価基準		配点	適用	
地域精通度	過去15年間の工事箇所と同じ地区での施工実績	適用1	工事箇所が存する札幌建設管理部管内	1.50		
			上記に隣接する建設管理部管内	1.00		
			道内	0.50		
			なし	0.00		
		適用2	工事箇所が存する振興局（石狩or空知）管内	1.50		○タイプ ・II型 実績 ○地域要件 ・道内
			工事箇所が存する札幌建設管理部管内	1.00		
			道内	0.50		
			なし	0.00		
		適用3	工事箇所が存する札幌建設管理部出張所管内	1.50		○タイプ ・II型、 実績 ○地域要件 ・石狩+空知 ・石狩 or 空知 (工事箇所が札幌市 の場合を除く)
			工事箇所が存する振興局（石狩or空知）管内	1.00		
			工事箇所が存する札幌建設管理部管内	0.50		
			なし	0.00		
		適用4	工事箇所が存する市町村	1.50		○タイプ ・II型 実績 ○地域要件 ・石狩+空知 ・石狩 or 空知 (工事箇所が札幌市)
			工事箇所が存する振興局（石狩）管内	1.00		
			工事箇所が存する札幌建設管理部管内	0.50		
			なし	0.00		

※ 事業課は札幌市内の会社数が特に多く、これら市内の会社の受注機会を確保するため、札幌市内の工事は札幌市内の施工実績を満点（1.5）とする評価基準とした。

別表 2 地域貢献度

技術評価項目		評価基準		配点	適用	
地域貢献度	主たる営業所の所在地	適用1	工事箇所が存する札幌建設管理部管内	1.00		
			上記に隣接する建設管理部管内	0.50		
			入札参加資格の要件に設定した地域範囲内	0.00		
		適用2	工事箇所が存する振興局（石狩or空知）管内	1.00		○タイプ ・II型 実績 ○地域要件 ・道内
			工事箇所が存する札幌建設管理部管内	0.50		
			入札参加資格の要件に設定した地域範囲内（道内）	0.00		
		適用3	工事箇所が存する札幌建設管理部出張所管内	1.00		○タイプ ・II型 実績 ○地域要件 ・石狩+空知 ・石狩 or 空知 (工事箇所が札幌市 の場合を除く)
			工事箇所が存する振興局（石狩or空知）管内	0.50		
			入札参加資格の要件に設定した地域範囲内（札幌建設管理部）	0.00		
		適用4	工事箇所が存する市町村	1.00		○タイプ ・II型 実績 ○地域要件 ・石狩+空知 ・石狩 or 空知 (工事箇所が札幌市)
			工事箇所が存する振興局（石狩）管内	0.50		
			工事箇所が存する札幌建設管理部管内	0.00		

※ 事業課は札幌市内の会社数が特に多く、これら市内の会社の受注機会を確保するため、札幌市内の工事は札幌市内の営業所所在を満点（1.0）とする評価基準とした。

別表 3 技術者の追加配置

技術評価項目	留意事項等
技術者の追加配置	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術、技能の承継を図るため一級・二級土木施工管理技士、一級・二級建設機械施工技士の資格を有する者を、当該工事の主任（監理）技術者に加えて配置した場合に評価する。 <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 求める資格の種類は、一級・二級土木施工管理技士、一級・二級建設機械施工技士とするが、工種に応じて設定できる。 （ガドライ P67 様式 5） <p>【その他】</p> <p>(ア) 配置予定技術者の専任配置及び兼任配置を認める場合の評価の扱いについては、建設業法上専任を必要とする場合及び兼任配置が認められる場合の扱いと同様とする。</p> <p>(イ) 入札参加者が技術評価項目申請書を提出する際、追加技術者を特定できない場合は、複数の候補者により提出することができる。</p>

※当面の間は技術者の追加配置を評価の対象外とする特例措置は継続する。

別表 4 新規の雇用

技術評価項目	留意事項等
新規の雇用	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。 (ア) 過去5年間に於いて、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業した者を（卒業年度を含む4ヶ年度以内）雇用した企業。 (イ) 過去5年間に於いて、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。 <p>なお、(ア)と(イ)のいずれの場合においても次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月1日時点で3ヶ月以上の雇用関係にあり、雇用期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）と継続雇用している企業を評価する。 年齢制限は設けない。 <p>【評価期間】</p> <p>過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間。（令和2年度の場合、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの期間）</p> <p>【評価基準】</p> <p>(ア) 札幌建設管理部において年1回の落札まで、申請ができる。</p> <p>(イ) ガドライ III-3-2-2（2）工事等優秀者表彰標準評価項目の「ウ 評価基準（イ）（ウ）」と同様の扱いとする（P24(2)ウ参照）</p>

別表 5 地域での選択項目

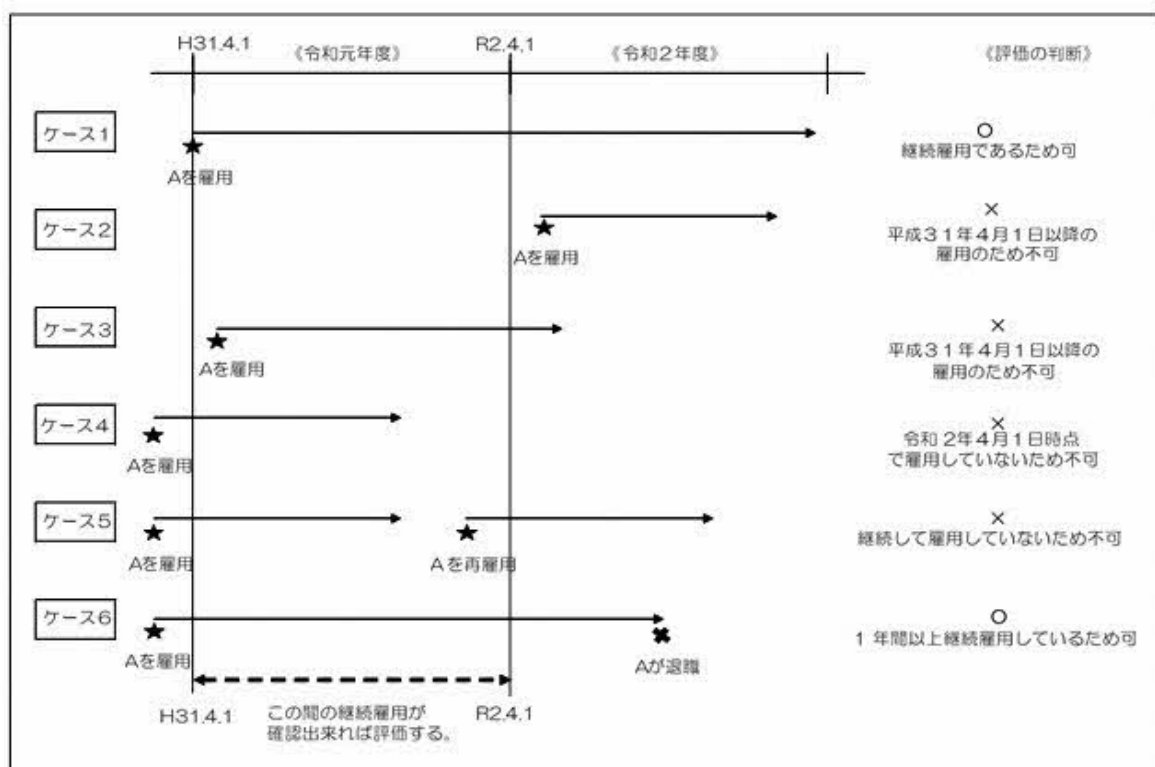
技術評価項目	留意事項等
雇用環境への取組	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。 ・道内に存する事業所における北海道知事による建設雇用優良事業所表彰を過去3年間に受けた企業。 ・令和元・2年度（平成31・32年度）の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「通年雇用」の審査において評価された企業。 <p>【評価期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、3年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に受賞した表彰として設定する。 （令和2年度の場合、平成29年4月1日から令和2年3月31日までの期間に受賞した表彰とする。）
仕事と家庭の両立支援の取組	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。 ・令和元・2年度（平成31・32年度）の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「仕事と家庭の両立支援」の審査において、「北海道あったかファミリー応援企業」として評価された企業。 ・令和元・2年度（平成31・32年度）の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「仕事と家庭の両立支援」の審査において、次世代育成支援対策推進法に規定する「一般事業主行動計画策定届あり」として評価された企業。
高年齢者継続雇用	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の4月1日時点において、満65歳以上の高年齢者を雇用しており、当該年度の4月1日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価対象とする。 （令和2年度の場合、平成31年4月1日時点において、満65歳以上の高年齢者を雇用しており、令和2年4月1日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価する。平成31年4月1日が満65歳の誕生日の人を平成31年4月1日に雇用し、令和2年4月1日まで雇用した場合は評価対象となる。） また、評価対象の高年齢者は、下記の①から③のいずれかの雇用形態に該当する場合とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①雇用期間の定めのない雇用契約労働者。 ②一定期間（1ヶ月、6ヶ月等）を定めて雇用されるものであっても、その雇用期間が反復更新されて事実上①と同一の状態にあると認められる者。 ③日々雇用される者であっても、雇用契約が更新されて事実上①と同様の状態にあると認められる者。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者には、下記の1～3のいずれかの書類の提出を求める。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 健康保険被保険者証の写し及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し。 2. 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び出勤簿や賃金台帳等の継続雇用されていることが解る書類の写し。 3. 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し。

女性の活躍支援	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。 ・令和元・2年度（平成31・32年度）の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「女性の活躍支援」の審査において、「なでしこ応援企業認定企業」として評価された企業。 ・令和元・2年度（平成31・32年度）の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「女性の活躍支援」の審査において、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画策定届あり」として評価された企業。
地域の技能士等の活用	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌建設管理部管内に居住する技能士・基幹技能者を1名以上活用する計画を評価対象とする。 ・評価対象とする職種は、発注者において特に指定はしないが、入札参加者が計画した職種が、当該工事の作業内容に応じた職種に該当しているものを評価対象とする。 <p>【履行確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該工事施工中に、監督員が段階確認などの立会時に合わせて、申請している技能士の本人確認及び作業状況を確認することを原則とし、その確認状況を受注者が写真撮影し、施工計画書に添付するものとする。ただし立会時に申請している技能士が作業していないなど監督員による作業状況等の「確認が困難な場合は、受注者が技能士の本人確認及び作業状況を写真撮影し、施工計画書に添付することにより、確認することができる。

〈高年齢者継続雇用の評価の考え方〉

令和2年度の場合、平成31年4月1日時点において、満65歳以上の高年齢者を雇用しており、令和2年4月1日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価する。

平成31年4月1日が満65歳の誕生日の人を平成31年4月1日に雇用し、令和2年4月1日まで雇用した場合は評価対象となる。



別表 6 地域での選択項目 (地域経済への波及)

技術評価項目	留意事項等
地域企業の活用	<p>適用 1 : 地域内企業の活用比率</p> <p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請負額に対する、元請及び一次下請企業のうち地域内企業の施工額の割合 (活用比率) を評価対象とする。 ・ 地域内企業とは、札幌建設管理部管内に「主たる営業所」が存する企業とする。 <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加者から提出される「地域内企業活用比率」(様式-7-2) により評価する。 ・ 「地域内企業活用比率」は、次式により算出する。 $\text{地域内企業活用比率(\%)} = \left[\frac{(\text{自社施工額} + \text{一次下請施工額}) \text{のうち地域内企業施工額}}{\text{請負額(予定)}} \right] \times 100$ <p>(小数点以下切り捨て)</p> <p> 自社施工額 : 請負費のうち一次下請施工額以外の金額 (税込) 一次下請施工額 : 元請 (自社) から一次下請企業への支払金額 (税込) 請負額 : 入札金額 (税込) </p> <p>注) 元請が地域内企業及び地域外企業で構成される共同企業体である場合には、自社施工額を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち地域内企業である構成員の施工額を、自社施工額のうち地域内企業施工額とする。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「主たる営業所」は、ガドラウⅢ-3-2-5 (1) 主たる営業所の所在地標準評価項目のアと同様の扱いとする。(ガドラウP32 (1) ア参照) <p>【履行確認】</p> <p>履行確認は、上記算定式により「地域内企業活用比率」を計算し確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域内企業の一次下請施工額は、該当する下請負人選定通知書により確認する。 ② 自社施工額は、最終契約額 (税込) から、一次下請施工額 (総額) を差し引いて確認する。なお、共同企業体の場合は、上記【評価基準】注) と同様の扱いとする。

別表 7 地域での選択項目 (地域経済への波及)

技術評価項目	留意事項等
地域資材の活用	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 施工場所の(総合)振興局管内における工事資材 ((総合)振興局管内で調達する工事資材) の調達計画を評価対象とする。 <p>なお、(総合)振興局管内における工事資材の調達金額が、工事予定入札額の5%以上となる計画を評価対象とする。</p> <p>【履行確認】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当該工事完了時に、領収書又は発注伝票などにより計画内容の履行状況を確認する。

別表 8 地域での選択項目 (地域社会貢献)

技術評価項目	留意事項等
多様な雇用への取組	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象は以下のいずれかの企業を評価対象とする。 ・令和元・2年度(平成31・32年度)の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「障がい者の就労支援」の審査において評価された企業。 ・保護観察所に協力雇用主として登録されている企業。 ・過去5年間に於いて新分野進出優良建設企業表彰を受けた企業。 (令和2年度の場合、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの期間に受賞した表彰とする。)
環境対策の認定制度等	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象は以下のいずれかの認定又は認証登録により評価する。 ・評価対象とする認定制度等の種類は、ISO14001、北海道グリーン・ビジネス認定制度「優良な取組」部門、北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)、エコアクション21(EA21)とする。 ・認定又は登録期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。

別表9 地域での選択項目（その他）

技術評価項目	留意事項等
その他 （地域貢献活動）	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献活動は、「地域イベントの企画と実施及び参加、除雪ボランティア、地域の美化活動など」を対象とする。 ・過去に下記 評価期間の活動に関する北海道、市町村及び学校等からの表彰・感謝状を受けていること又は実施内容が確認できることとする。 （表彰・感謝状・実績内容については継続が確認出来れば過去3年間にこだわらない） ・寄付・寄贈は評価対象外とする。 <p>【評価期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間の道内での実績を対象とする。

別表10 地域での選択項目（その他）

技術評価項目	留意事項等																				
その他 （指定工事等の受注実績）	<p>長寿命化指定工事又は災害復旧工事の受注実績</p> <p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌建設管理部が指定する長寿命化工事及び災害復旧工事の受注実績を評価対象とする。 長寿命化指定工事とは、工事内容が長寿命化に資する工事で、発注者が入札公告時等に指定する。（橋梁、トンネル、樋門・樋管等における施設の補修等） 災害復旧工事とは、公共災害復旧工事、単独災害復旧工事などのうち発注者が入札公告時に指定する。 ただし単独災害復旧工事については公告時の指定がなくても対象とする。 <p>【評価期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 長寿命化指定工事及び災害復旧工事の受注実績は、令和元年度に契約を締結したものを対象とする。 <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌建設管理部において、長寿命化指定工事1契約あるいは2契約につき、1回の落札まで申請ができる。 札幌建設管理部において、災害復旧工事1契約あるいは2契約につき、1回の落札まで申請できる。 2契約分を合わせて申請できる。 <table border="1" data-bbox="456 907 1270 1072"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長寿命化指定工事または災害復旧工事の受注実績が2契約あり</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>長寿命化指定工事または災害復旧工事の受注実績が1契約あり</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>長寿命化指定工事または災害復旧工事の受注実績なし</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ガイドラインⅢ-3-2-2（2）工事等優秀業者表彰標準評価項目の「ウ 評価基準（イ）」と同様の扱いとする（ガイドラインP25（2）ウ参照） その他の事項については、「札幌建設管理部総合評価方式の運用」を参照</p>	評価基準	評価点	長寿命化指定工事または災害復旧工事の受注実績が2契約あり	1.00	長寿命化指定工事または災害復旧工事の受注実績が1契約あり	0.50	長寿命化指定工事または災害復旧工事の受注実績なし	0.00												
評価基準	評価点																				
長寿命化指定工事または災害復旧工事の受注実績が2契約あり	1.00																				
長寿命化指定工事または災害復旧工事の受注実績が1契約あり	0.50																				
長寿命化指定工事または災害復旧工事の受注実績なし	0.00																				
【令和3年度適用】 その他 （円滑な事業執行への貢献）	<p>※令和3年度については、上記「その他（指定工事等の受注実績）」の評価項目を廃止し、「その他（円滑な事業執行への貢献）」を評価項目とする予定である。</p> <p>【「円滑な事業執行への貢献」の評価方法】</p> <p>円滑な事業執行への貢献度の評価では、札幌建設管理部発注の当該工事の受注者は、工事の完成年度（令和2年度）の翌年度（令和3年度）の総合評価落札方式の入札において、下記のとおり、札幌建設管理部が指定した重点工事を受注した工事種類により獲得したポイントの累計を申請できる。</p> <p>※当該工事に係る①指名停止の措置、②総合評価落札方式の不履行、③重要な瑕疵による修補（損害賠償）請求を受けた場合、①②③の通知日（請求日）以降は、当該工事におけるポイントは無効とする。</p> <p>なお、施工計画審査タイプⅠ型については、全道枠の工事のため適用しない。</p> <p>○当年度（令和2年4月1日以降公告の工事）の工事で獲得できるポイントは、下記のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="523 1626 1104 1946"> <thead> <tr> <th colspan="2">札幌建設管理部発注の重点工事 （下記工事で入札公告時等に指定する工事）</th> </tr> <tr> <th>工事の種類</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長寿命化指定工事</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>災害復旧工事</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>高度な技術力を必要とする工事</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>市街地等で振動・騒音規制区域内の工事</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>自然環境に配慮する工事</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>僻地工事</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>点在型工事</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>その他指定する工事 （緊急工事や発注時期に制限があり、確実な実施が必要と判断される工事などの重要と判断した工事）</td> <td>0.25 又は 0.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>※共同企業体の場合、すべての構成員が指定したポイントを獲得できる。 （次ページに続く）</p>	札幌建設管理部発注の重点工事 （下記工事で入札公告時等に指定する工事）		工事の種類	ポイント	長寿命化指定工事	0.50	災害復旧工事	0.50	高度な技術力を必要とする工事	0.25	市街地等で振動・騒音規制区域内の工事	0.25	自然環境に配慮する工事	0.25	僻地工事	0.25	点在型工事	0.25	その他指定する工事 （緊急工事や発注時期に制限があり、確実な実施が必要と判断される工事などの重要と判断した工事）	0.25 又は 0.50
札幌建設管理部発注の重点工事 （下記工事で入札公告時等に指定する工事）																					
工事の種類	ポイント																				
長寿命化指定工事	0.50																				
災害復旧工事	0.50																				
高度な技術力を必要とする工事	0.25																				
市街地等で振動・騒音規制区域内の工事	0.25																				
自然環境に配慮する工事	0.25																				
僻地工事	0.25																				
点在型工事	0.25																				
その他指定する工事 （緊急工事や発注時期に制限があり、確実な実施が必要と判断される工事などの重要と判断した工事）	0.25 又は 0.50																				

○ポイントによる次年度（令和3年4月1日以降の告示の工事）の総合評価落札方式での加点は、下記を予定している。（加点方法については、令和2年度の状況等を踏まえ、令和3年度の改正により確定するため、変更する場合がある。）

申請する 累計ポイント	総合評価落札方式 におけ加点
1.00以上の場合	1.00点
0.75以上1.00未満の場合	0.75点
0.50以上0.75未満の場合	0.50点
0.50未満の場合	0.25点

※保有しているポイントは、落札まで申請できる。

ただし、複数の工事に重複して申請し先行する工事で落札予定者になった場合は、当該工事の次以降の申請済み工事の当該項目の評価は、0点として評価値を算出する。

なお、先行する工事とは、入札日の早い順（同一入札日に複数申請している場合は、入札整理番号順）で判断することとし、評価点事後審査方式を含むものとする。

また、同一入札日で複数申請している工事のうち、施工体制評価において積算内訳説明書の提出を求める必要があり。積算内訳説明書の確認・審査後でなければ施工体制評価点が確定しない工事（以下、「提出対象工事」という。）がある場合は、先に提出対象工事以外の工事を入札整理番号順に判断し、その後、提出対象工事を入札整理番号順に判断する。

※入札参加者自らが申請したポイント进行评估するので、申請ポイントに基づく加点しかされない。（例、累計1.00ポイント保有していても0.5ポイントの申請の場合、0.5点しか加点されない。）

※その他の事項については、「札幌建設管理部総合評価方式の運用」を参照

別表 11 工事に適用される追加資格

技術評価項目	留意事項等																				
工事に適用される追加資格	<p data-bbox="411 398 587 430">【資格の種類】</p> <table border="1" data-bbox="485 495 1356 819"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 495 775 526">工事の種類</th> <th data-bbox="775 495 1356 526">資格の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 526 775 560">舗装工事</td> <td data-bbox="775 526 1356 560">一級舗装施工管理技術者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 560 775 593">地すべり防止工事</td> <td data-bbox="775 560 1356 593">地すべり防止工事士</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 593 775 627">漁港工事</td> <td data-bbox="775 593 1356 627">水産工学士(水産土木部門)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 627 775 660">PC工事</td> <td data-bbox="775 627 1356 660">プレストレストコンクリート技士(PC技士)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 660 775 694">植生工事</td> <td data-bbox="775 660 1356 694">一級植生施工管理技士</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 694 775 728">海上工事</td> <td data-bbox="775 694 1356 728">海上工事施工管理技術者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 728 775 761">空港工事</td> <td data-bbox="775 728 1356 761">空港工事施工管理技術者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 761 775 795">法面保護工</td> <td data-bbox="775 761 1356 795">のり面施工管理技術者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 795 775 819">グラウンドアンカー工</td> <td data-bbox="775 795 1356 819">グラウンドアンカー施工士</td> </tr> </tbody> </table>	工事の種類	資格の種類	舗装工事	一級舗装施工管理技術者	地すべり防止工事	地すべり防止工事士	漁港工事	水産工学士(水産土木部門)	PC工事	プレストレストコンクリート技士(PC技士)	植生工事	一級植生施工管理技士	海上工事	海上工事施工管理技術者	空港工事	空港工事施工管理技術者	法面保護工	のり面施工管理技術者	グラウンドアンカー工	グラウンドアンカー施工士
工事の種類	資格の種類																				
舗装工事	一級舗装施工管理技術者																				
地すべり防止工事	地すべり防止工事士																				
漁港工事	水産工学士(水産土木部門)																				
PC工事	プレストレストコンクリート技士(PC技士)																				
植生工事	一級植生施工管理技士																				
海上工事	海上工事施工管理技術者																				
空港工事	空港工事施工管理技術者																				
法面保護工	のり面施工管理技術者																				
グラウンドアンカー工	グラウンドアンカー施工士																				

別表 12 主任 (監理) 技術者の継続教育

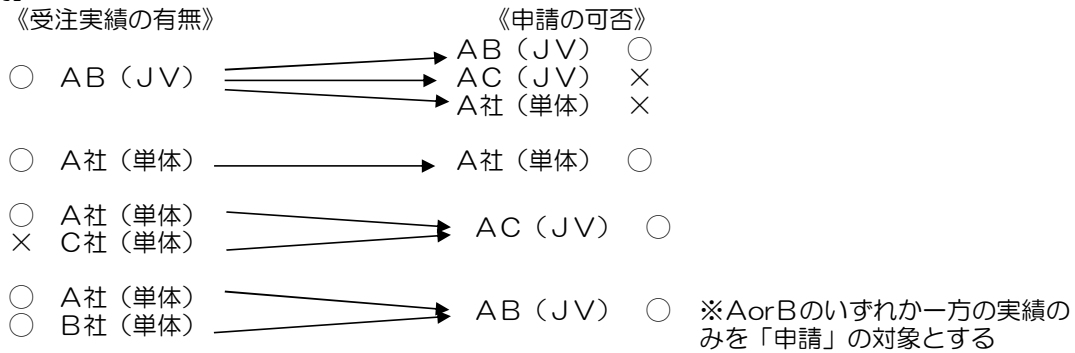
技術評価項目	留意事項等							
CPDの証明あり (推奨単位以上取得)	【評価対象の種類】 ・評価対象とする継続教育の種類は、次表のとおりとする。							
	評価する単位							
	団体名		令和2年3月31日までの1年間に取得した単位	平成31年3月31日までの1年間に取得した単位	平成31年3月31日までの2年間に取得した単位	平成31年3月31日までの3年間に取得した単位	平成31年3月31日までの4年間に取得した単位	平成31年3月31日までの5年間に取得した単位
	(一社)	全国土木施工管理技士会連合会	1 0 CPDS 以上	2 0 CPDS 以上	4 0 CPDS 以上	6 0 CPDS 以上	8 0 CPDS 以上	1 0 0 CPDS 以上
(公社)	土木学会	2 5 CPD 以上	5 0 CPD 以上	-	-	-	-	
(公社)	日本技術士会	2 5 CPD 時間以上	5 0 CPD 時間以上	-	1 5 0 CPD 時間以上	-	-	
【評価基準】 ・配置予定技術者が取得した継続教育の単位を評価する。 ・評価する単位は上記表のとおりとする。 ・令和元年度 (平成31年度) の1年間又は平成30年度迄に取得した単位を評価する。 ※継続教育取得単位緩和の特例措置								

札幌建設管理部 令和2年度総合評価落札方式の運用について

1. 長寿命化指定工事における共同企業体の取扱いについて【令和2年度適用】

- 長寿命化指定工事を「共同企業体」が受注した場合の「申請」について
 - ・ 指定工事を受注した「共同企業体」と同一構成員の「共同企業体」のみが「申請」可能であり、構成員「単体」での「申請」はできない。
- 長寿命化指定工事を「単体」で受注した場合の「申請」について
 - ・ 指定工事を単体で受注した企業が、「共同企業体」で「申請」する場合は、構成員のいずれか1社に実績があれば「申請」できる。
 - ・ 複数の構成員に受注実績がある場合は、いずれか1社の受注実績のみを「申請」の対象とする。

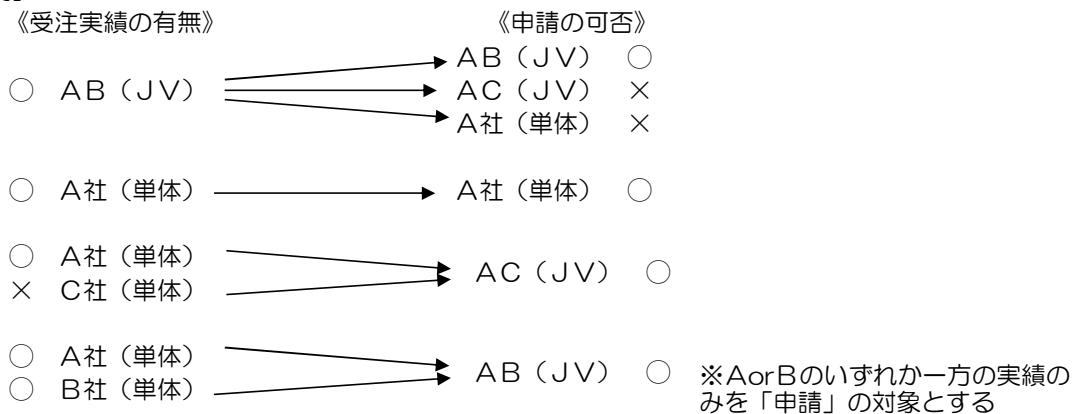
【例】



2. 災害復旧工事における共同企業体の取扱いについて【令和2年度適用】

- 災害復旧工事を「共同企業体」が受注した場合の「申請」について
 - ・ 災害復旧工事を受注した「共同企業体」と同一構成員の「共同企業体」のみが「申請」可能であり、構成員「単体」での「申請」はできない。
- 災害復旧工事を「単体」で受注した場合の「申請」について
 - ・ 災害復旧工事を単体で受注した企業が、「共同企業体」で「申請」する場合は、構成員のいずれか1社に実績があれば「申請」できる。
 - ・ 複数の構成員に受注実績がある場合は、いずれか1社の受注実績のみを「申請」の対象とする。

【例】



3. 地域貢献度のJVにおける別表2の適用3の取り扱いについて

- 「入札参加資格の要件に設定した地域範囲が道内本社うち1社が石狩・空知」(JV要件)となっている場合の札幌建設管理部の管外に本社がある構成員の配点について

・別表2(地域貢献度—主たる営業所所在地)の適用3の評価基準により評価するが、札幌建設管理部の管外の本社は、該当する項目がないが配点は「0.00」とする。

4. 「円滑な事業執行への貢献」における共同企業体の取り扱いについて【令和3年度適用】

- 札幌建設管理部発注の重点工事を受注し、完成させた場合。

・獲得したポイントの保有している累計ポイントの内数で分割して申請できる。
 なお、落札まで申請できる。また、落札後、次回以降の工事に申請できる累計ポイントは、保有していた累計ポイントから落札した累計ポイントを減算した累計ポイントが使用できる。

- ・「共同企業体」で受注した場合、全ての構成員が指定したポイントを獲得できる。
 ・獲得した累計ポイントは、「単体」および「共同企業体」で「申請」できる。
 ・「共同企業体」で「申請」する場合は、構成員のいずれか1社にポイントがあれば「申請」できる。

- ・なお、複数の構成員にポイントがある場合は、各構成員の単純平均を申請ポイントとする。
 (小数第3位を切り捨て2位止めとする。)

【例】

受注者	獲得ポイント
-----	--------

申請者	保有する累計ポイント	申請する累計ポイント	申請ポイント	落札後次回以降に申請できる累計ポイント
-----	------------	------------	--------	---------------------

AB (JV) 長寿命化工事受注 (0.50P)	A (0.50P獲得) B (0.50P獲得)
--------------------------------	----------------------------

AC (JV)	A (1.00P) C (0.25P)	A (0.75P) C (0.25P)	$(0.75+0.25)/2$ =0.50P	A(0.25P) C(0P)
---------	------------------------	------------------------	---------------------------	-------------------

C (単体) 僻地工事受注 (0.25P)	C (0.25P獲得)
-----------------------------	-------------

BD (JV)	B (0.50P) D (0.00P)	B (0.50P) D (0.00P)	$(0.50+0.00)/2$ =0.25P	B(0P) D(0P)
---------	------------------------	------------------------	---------------------------	----------------

A (単体) 災害復旧工事受注 (0.50P)	A (0.50P獲得)
-------------------------------	-------------

A(単体)	A (1.00P)	A (0.50P)	0.50P	A(0.50P)
-------	-----------	-----------	-------	----------

D 重点工事の受注なし	D (Pなし)
----------------	---------